

議案第 3 号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 19 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市地域福祉計画推進委員会及び関市文化振興計画策定委員会の設置等に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「とし、執行機関の附属機関の委員は、当該執行機関が委嘱し、又は任命する」に改める。

別表中「（第1条関係）」を「（第1条、第2条関係）」に改め、同表市長の附属機関の部関市地域福祉計画策定委員会の項中「関市地域福祉計画策定委員会」を「関市地域福祉計画推進委員会」に、「に関し必要な事項について調査及び審議すること」を「、進捗管理及び評価に関すること」に、「25人」を「15人」に改め、同表教育委員会の附属機関の部関市弥勒寺官衙遺跡群保存整備検討委員会の項の次に次のように加える。

関市文化振興計画策定委員会	文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第4条の規定に基づく文化振興の理念及び方向を明らかにし、並びにその推進を図る計画を協議し、及び策定すること。	10人以内	(1) 各種団体等から推薦された者 (2) 学識経験を有する者 (3) 市民公募による者 (4) その他教育委員会が必要と認める者
---------------	---	-------	--

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「地域福祉計画策定委員会委員」を「地域福祉計画推進委員会委員」に改め、

「

弥勒寺官衙遺跡 群保存整備検討 委員会委員	識見を有する者の中 から選任された委員	日額	20,000
	その他の委員	日額	6,500

を

」

「

弥勒寺官衙遺跡 群保存整備検討 委員会委員	識見を有する者の中 から選任された委員	日額	20,000
	その他の委員	日額	6,500
文化振興計画策 定委員会委員	識見を有する者の中 から選任された委員	日額	20,000
	その他の委員	日額	6,500

に

」

改める。